

## 第 63 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告

令和 7 年 6 月 25 日  
個人情報保護委員会

令和 7 年 6 月 11 日（水）及び 12 日（木）（いずれも日本時間）、ニュージーランドプライバシーコミッショナー・オフィスの主催により、第 63 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities : A P P A）フォーラム（※）がオンライン形式で開催され、浅井委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関（13 の国・地域（オーストラリア、カナダ、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン）、20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は平成 26 年（2014 年）からオブザーバーとして参加し、平成 28 年（2016 年）に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおいて、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

1. 各国からの報告：立法・執行に関するアップデート

中湊専門委員より、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : D F F T）推進のための当委員会の施策について、本年 4 月に実施した日 E U 間及び日英間の会談の内容を中心とした相互認証の枠組みの更なる発展について説明を行ったほか、グローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules : C B P R）に関し、本年 2 月・3 月に開催した国内事業者向けセミナーをはじめ、国際的な企業認証制度の普及促進のための取組について説明を行った。

2. 激動の時代におけるプライバシー法の改正と規制の今後の方向性

浅井委員より、個人情報保護法の 3 年ごと見直し規定に基づく検討の状況について、これまでの検討を踏まえ、本年 2 月・3 月に公表した、三つの項目に分類した制度的論点の概要を説明した。今後、この考え方も踏まえつつ、関係者との議論を継続し、検討を進めていく旨の発言を行った。

このほか、本フォーラムでは、「小売業における防犯や公共安全性のための生体認証技術」、「プライバシー強化技術」、「個人情報漏えい報告」等のテーマにつき、各データ保護機関等の取組の情報共有及び意見交換が行われた。

また、A P P A の各ワーキンググループから活動報告がなされたほか、最新動向として、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : G P A）、グローバルプライバシー執行ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network : G P E N）、グローバル C B P R フォーラム等における各活動状況が紹介された。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料 1 - 2、その仮訳は資料 1 - 3 のとおり。

（以上）